

甲議第1号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月12日提出

甲府市議会議長 坂本信康様

提出者	甲府市議会議員	神	山	玄	太
賛成者	甲府市議会議員	深	沢	健	吾
〃	〃	輿	石		修
〃	〃	末	木	咲	子
〃	〃	川	崎		靖
〃	〃	中	畠		寿
〃	〃	長	沼	達	彦
〃	〃	小	澤		浩
〃	〃	長	沢	達	也
〃	〃	廣	瀬	集	一
〃	〃	清	水	英	知
〃	〃	山	田		厚

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第2号中「行政経営部」を「総務部」に改め、同項総務委員会第3号中「企画財務部」を「企画部」に改め、同項民生文教委員会第1号中「福祉保健部」を「福祉部」に改め、同項民生文教委員会中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保健衛生部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

甲府市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を整備するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。